

市会議案第 26 号

吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。
平成 27 年 8 月 5 日提出

| | | |
|---------|----|----|
| 吹田市議会議員 | 橋本 | 潤 |
| 同 | 榎内 | 智 |
| 同 | 松谷 | 晴彦 |
| 同 | 斎藤 | 晃 |
| 同 | 井口 | 直美 |

吹田市条例第 号

吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例（案）

吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年吹田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「740,000円」を「518,000円」に改め、同条第2号中「700,000円」を「490,000円」に改め、同条第3号中「650,000円」を「455,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成27年8月5日から施行する。

（提案理由）

議員報酬は議会が自ら決定を致すものであります。議員報酬は住民サービスの実施や廃止状況や全国的な社会情勢を鑑みて適当な額を検討すべきであります。このことから吹田市議会議員の報酬等を変更するために条例改正案を提案いたします。

吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|---|
| <p>(議員報酬)</p> <p>第2条 議員報酬の月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議長 <u>740,000円</u></p> <p>(2) 副議長 <u>700,000円</u></p> <p>(3) 前2号に掲げる者以外の議員 <u>650,000円</u></p> | <p>(議員報酬)</p> <p>第2条 議員報酬の月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議長 <u>518,000円</u></p> <p>(2) 副議長 <u>490,000円</u></p> <p>(3) 前2号に掲げる者以外の議員 <u>455,000円</u></p> |